

平成 29 年度 第 2 回四万十町国民健康保険運営協議会議事録（要旨）

日 時：平成 29 年 9 月 5 日（火） 8 時 30 分～9 時 45 分
場 所：四万十町役場 西 2 階 西会議室 2B
出 席：金子委員、國澤委員、酒井委員、宮地委員、林委員、平野委員
欠 席：武田委員、石井委員、澤田委員
事務局：森副町長、細川町民課長、松田税務課長、
前田町民課副課長、戸田税務課副課長、芝野町民課主査
傍聴者：0 名

◆議事次第

1. 開会
2. 開会挨拶
3. 議事録署名委員の指名（⇒酒井委員、平野委員を指名）
4. 議題
 - (1) 平成 28 年度四万十町国民健康保険事業特別会計決算について
 - (2) 平成 29 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号について
 - (3) その他
 - ・ 国保制度改革（都道府県単位化）について
 - ・ 審議会等の会議の公開に関する指針について
5. 閉会

◆議事結果

- (1) 平成 28 年度四万十町国民健康保険事業特別会計決算について

【会 長】

それでは、議案第 1 号「平成 28 年度四万十町国民健康保険事業特別会計決算」について議題に入ります。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

～町民課担当から「平成 28 年度四万十町国民健康保険事業特別会計決算」について説明～

【会 長】

事務局より説明がありました。これより質疑をしたいと思います。

【林委員】

国民健康保険税の収入未済額が約 2,200 万円あるが、これは今後徴収できるのか。

【事務局】

分割納付などによって徴収している部分と財産なし等の理由から執行停止処分をした上で、不納欠損処理しているものがある。

【林委員】

滞納税の徴収については、租税債権管理機構が中心に行っているのか。

【税務課長】

滞納税の徴収については、基本的に税務課が行っているが、滞納額が多いものや悪質な滞納者の場合などは、高幡広域租税債権管理機構に徴収業務を移管している。

【酒井委員】

平成 28 年度の特設健診事業の受診率が、昨年度と比較して上がっている要因は。

【事務局】

受診勧奨については、平成 27 年度より外部委託しており、電話や郵便等による積極的な受診

勸奨が行われたことが要因だと考えている。

【酒井委員】

受診率の向上に今後も努めてもらいたい。

【会 長】

他になければ、議案第 1 号につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

【全委員】

異議なし。

(2) 平成 29 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号について

【会 長】

それでは、議案第 2 号「平成 29 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

～町民課担当から「平成 29 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号」について説明～

【会 長】

事務局より説明がありました。これより質疑をしたいと思います。質疑はありませんか。

【委 員】

ありません。

【会 長】

質疑がないようですので、議案第 2 号につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

【全委員】

異議なし。

(3) その他について

【会 長】

それでは、議案第 3 号「その他」について何かありませんか。事務局の方からは何かありませんか。

【事務局】

～町民課課長から「国保制度改革（都道府県単位化）」について説明～

【会 長】

事務局より説明がありました。これより質疑をしたいと思います。

【酒井委員】

県が各市町村の事業費納付金を決定する際、各市町村の医療費水準や所得水準といった個々の事情も踏まえて決定するのであれば、そもそも激変緩和措置を講ずるようなケースは生じないのではないか。

【事務局】

例えば、前期高齢者交付金のように、これまでは各市町村の前期高齢者の加入割合に応じて交付されていたものが、来年度からは、市町村の前期高齢者の割合は考慮されず、県に一括交付される事により歳入が減少し、保険料率が上がってしまう状況などが考えられる。

【国澤委員】

激変緩和措置というのは、保険料負担が急激に増加しないよう措置するものであるが、保険料負担がそのように急激に増加するような自治体が想定されているのか。

【事務局】

県が激変緩和の許容範囲に応じて試算した結果では、県東部の幾つかの市町村がこの対象となってくる可能性が出ている。

【酒井委員】

国保財政の安定的な運営が目的であるのに、このような激変緩和措置を講じないといけないこと自体が問題である。

【事務局】

現行制度では医療費が急激に高騰した場合、小規模な保険者は財政運営が不安定になってしまう。そういった場合でも安定的な財政運営ができ、また全国どこに住んでいても同じ保険料負担で医療が受けられるようにするのが、国の目指す皆保険制度である。

【国澤委員】

結局、都道府県化することによって保険料率が上がり、住民の負担が大きくなるようなら、それは安定化とは言えないので現状のままで良いということにもなる。本当に安定的な財政運営ができるという形を国にはきっちり示してもらいたい。

【会長】

現段階では県へ納める事業費納付金も確定していない為、今後、保険料税がどうなっていくかは不透明である。今後の動向を見守っていくしかない。

【酒井委員】

制度改正後の市町村の予算編成はどうなるのか。

【事務局】

市町村は事業費納付金を納める予算を新たに組むなど、多少の変更はあると考えている。

【国澤委員】

赤字補填目的の法定外繰入を減らすなど、市町村にとっては今より財政運営が厳しくなるのではないか。

【事務局】

保険者努力支援制度といって、特定健診の実施率向上や収納率向上への取組状況に応じて、交付金が決定される制度もある為、引き続き、健康増進には力を入れていきたい。

【会長】

他になければ、次の「審議会等の会議の公開に関する指針」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

～町民課課長から「審議会等の会議の公開に関する指針について」について説明。その後、副町長から補足説明～

【会長】

事務局より説明がありました。これより質疑をしたいと思います。

【国澤委員】

当運営協議会では、個人情報を取り扱うような協議がされたことは、今までに記憶がない。当然、この指針に従って、情報を公開していくべきである。

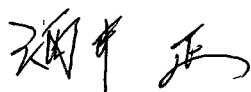
【事務局】

今後、個人情報に触れるような部分があれば、そこは部分的に非公開とさせていただくが、基本的にはこの指針に従って情報を公開していくこととする。

【会長】

それではこれで平成29年度第2回四万十町国民健康保険運営協議会を終了します。ご協力ありがとうございました。(9時45分散会)

署名人



署名人

